

序 議 次 第

日 時 令和5年1月17日(火)
行政改革推進本部終了後
場 所 別館2階 全員協議会室

1 市長あいさつ

2 議題

- (1) 朝霞地区4市共用火葬場設置検討について
- (2) 学校給食単価の見直しについて

朝霞地区 4 市共用火葬場設置検討

1. 経緯

朝霞地区 4 市では、公設の火葬場がないため、近隣の施設を利用しなければならないことや、使用料が高額であるとともに利用可能な時間帯についても制限を受けている状況にある。

また、今後迎える高齢多死社会を見据える必要があることから、令和 4 年 4 月 21 日開催の朝霞区市長会定期総会において、志木市から朝霞区市長会協議議題として「朝霞地区 4 市共用の火葬場設置に向けた検討について」が提出され、4 月 26 日に朝霞区市長会会長から調査・研究を行う事項として、朝霞区市長会幹事会に「朝霞地区 4 市共用の火葬場設置について」が付託された。

2. 現状及び課題

① 4 市の高齢化率、人口及び死亡者数の推移・将来推計

高齢化率を 2020 年と 2040 年とで比較すると、この先 20 年増え続けることが予想される。

また、高齢化率の増加に伴い、2040 年の死亡者数は 2020 年と比較すると、135% となるほか、この先 20 年間増え続けることが予想される。

② 近隣の火葬施設の状況（令和 3 年度）

・稼働状況

4 市の市民が主に利用している近隣の火葬施設は、さいたま市浦和斎場、川越市斎場、所沢市斎場、入間東部広域斎場しののめの里、戸田葬祭場があり、稼働率は、66.1% から 91.0% という状況となっており、そのうち、さいたま市浦和斎場や入間東部広域斎場しののめの里は 90% 以上と稼働率が高くなっている。

・利用料金

施設の所在市（区）において、市（区）内の利用料金が無料から 59,600 円であり、市（区）外の利用料金は 48,000 円から 80,000 円となっており、比較すると、大きな隔たりがあり、4 市の利用者にとっては、大きな負担となっている。

③ 朝霞地区 4 市の市民の意見（朝霞市分）

- ・朝霞市市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 令和元年 12 月より
「4 市共同の火葬場建設」

- ・令和 4 年度朝霞市外部評価委員会において

「火葬場がこのあたりだと戸田火葬場ですが国内平均よりも高く、令和 4 年 4 月から 8 万円台になるとありました。例えば近隣 4 市合同で火葬場を造って もらえたらいいのにと強く思います。」

3. 今後について

(1) 必要性について

現状では、

- ・朝霞地区4市の市民は、地区内に火葬場がないため、近隣市や民間の火葬場を利用している。
- ・利用可能な時間帯などにおいて、優遇を受けることができていない。
- ・利用料金が、火葬場の所在地の市（区）民と比較して、高い水準となっている。
- ・市民や市議会からも火葬場設置の要望がある。

今後は、

- ・4市の高齢化率やそれに伴う死亡者数の増加が見込まれる。
- ・高齢多死社会を迎えると、各施設の稼働率が上がると考えられ、施設所在地の市（区）民が優先されることが想定されることから、朝霞地区4市の市民は、利用の制約が想定される。
- ・災害時において、利用の制約が想定される。

以上のことから、4市共同の火葬場を設置する必要性は高いものと考えられる。

(2) 候補地

- ・所有者 志木地区衛生組合
- ・所在地 志木市下宗岡一丁目7209-1内 ほか 市街化調整区域
- ・面積 19,797㎡
- ・現状 野球場としてクラブチームに貸出をしている

4. 条例等について

各市において、条例に住宅などからの距離規制があり、規制の対象となる可能性がある。

また、総合計画において、火葬場としての位置づけが必要かどうかを検討する必要がある。

都市計画については、候補地において、火葬場を建設する場合には、都市計画決定を行う必要があるとともに、施設の構成によっては開発許可等の手続を行うための事前の調整をする必要がある。

5. 決定した事項

- ・火葬場の設置検討については、4市で設置する任意協議会において実施する
- ・協議会を設置するにあたり、
会長市 志木市
副会長市 朝霞市
とし、今後覚書を締結する予定。
- ・協議会の設置は令和5年4月

朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について （報告）

令和4年11月
朝霞区市長会幹事会

目 次

1. 経 緯	1
2. 会議等の過程	1
3. 現状及び課題	2
4. 今後について	6
5. 条例等について	8
6. 参考（他市の建築費用）	9

1. 経 緯

朝霞地区4市では、公設の火葬場がないため、近隣の施設を利用しなければならないことに加え、使用料が高額であるとともに利用可能な時間帯についても制限を受けている状況にあります。

また、今後迎える高齢多死社会を見据える必要があります。

このことから、令和4年4月21日開催の朝霞区市長会定期総会において、志木市から、朝霞区市長会協議議題として「朝霞地区4市共用の火葬場設置に向けた検討について」が提出され、4月26日に、朝霞区市長会会長から、調査・研究を行う事項として、朝霞区市長会幹事会に「朝霞地区4市共用の火葬場設置について」が付託されました。

2. 会議等の過程

令和4年4月21日

令和4年度朝霞区市長会定期総会

令和4年5月25日

朝霞区市長会幹事会（第1回）

令和4年7月13日

朝霞区市長会幹事会（第2回）

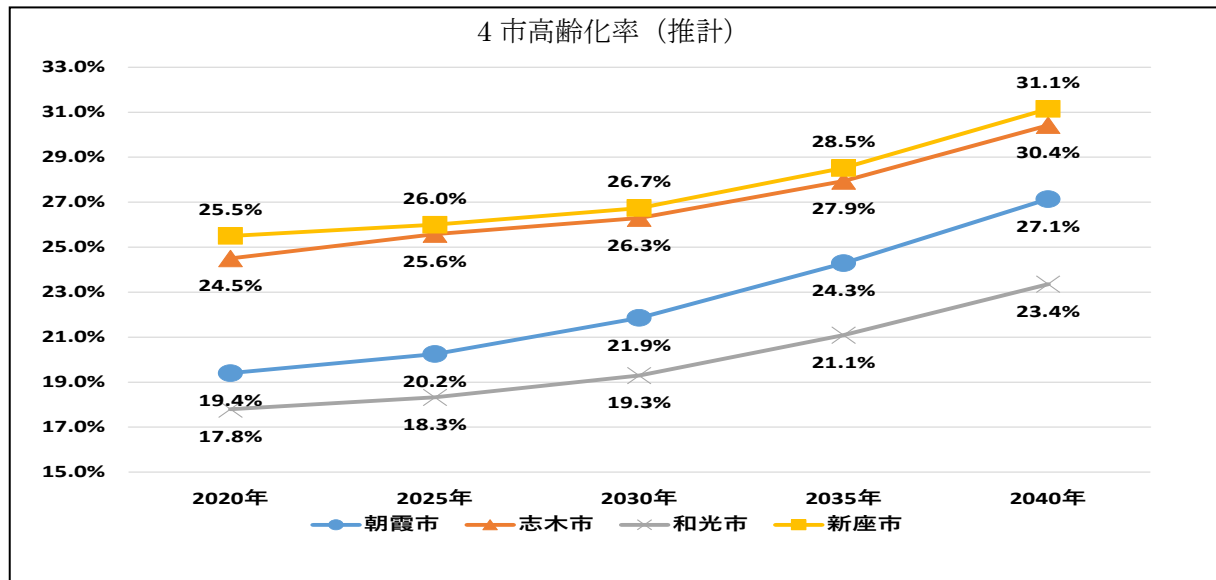
令和4年10月24日

朝霞区市長会幹事会（第3回）

3. 現状及び課題

① 4市の高齢化率

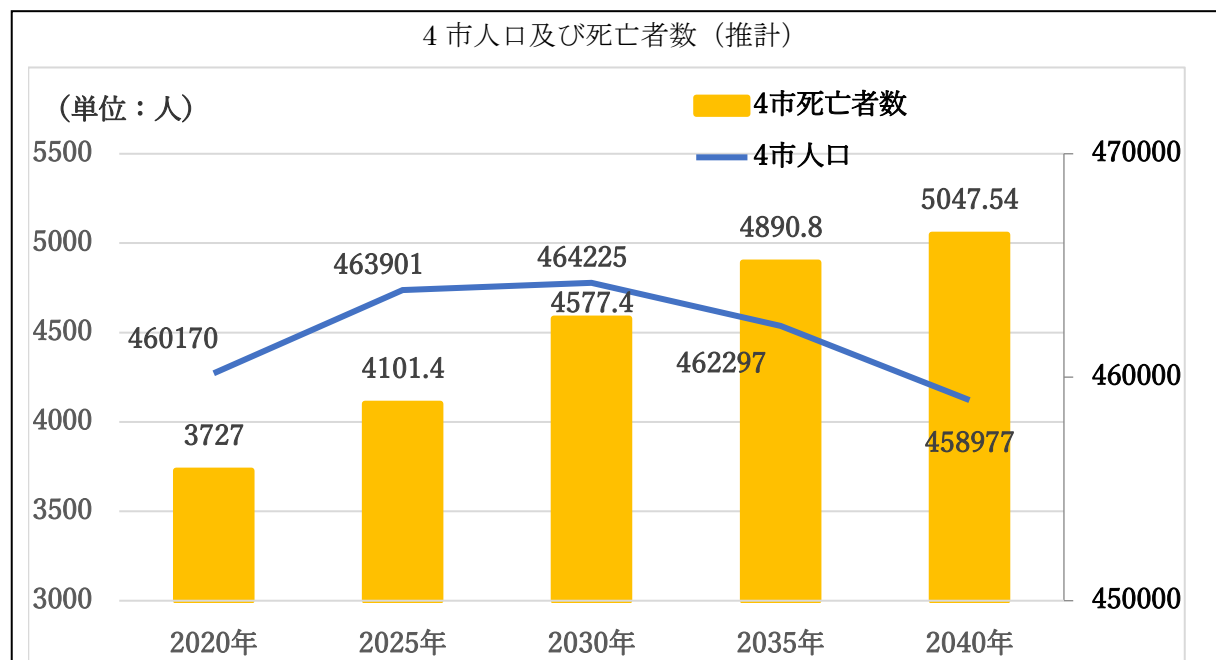
4市それぞれの2040年の高齢化率を2020年と比較すると、朝霞市は19.4%から27.1%、志木市は24.5%から30.4%、和光市は17.8%から23.4%、新座市は25.5%から31.1%となり、この先20年増え続けることが予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

② 4市の人口及び死亡者数の推移・将来推計

高齢化率の増加に伴い、2040年の死亡者数（4市合計）を2020年と比較すると、135%となり、この先20年間増え続けることが予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を元に算出

③近隣の火葬施設の状況（令和３年度）

・稼働状況

４市の市民が主に利用している近隣の火葬施設としては、さいたま市浦和斎場、川越市斎場、所沢市斎場、入間東部広域斎場しののめの里、戸田葬祭場があげられます。

各施設の火葬の稼働率については、６６．１％から９１．０％という状況となっており、さいたま市浦和斎場や入間東部広域斎場しののめの里は稼働率が高くなっています。

今後の高齢多死社会を見据えると、各施設が所在している市区においても、４市と同様に火葬の利用者が増えることが想起され、受入数や受入時間がこれまで以上に制限、あるいは、利用ができなくなることが考えられます。

<火葬の稼働率>

施設名称	火葬の稼働率
さいたま市浦和斎場	９１．０％
川越市斎場	７３．０％
所沢市斎場	７２．５％
入間東部広域斎場しののめの里	９０．０％
戸田葬祭場（民設民営）	６６．１％

<利用料金>火葬 「１２歳以上」あるいは「大人」で比較

施設名称	市（区）内	市（区）外
さいたま市浦和斎場	７，０００円	５６，０００円
川越市斎場	無料	４８，０００円
所沢市斎場	５，０００円	６０，０００円
入間東部広域斎場しののめの里	１０，０００円	８０，０００円
戸田葬祭場（民設民営）	５９，６００円	８０，０００円

<市民葬の場合> ※火葬を含めた費用に対しての補助金です。

市名	火葬金額	補助金額
朝霞市	７２，０００円	２０，０００円
	（直葬のみ） ８０，０００円	１０，０００円
志木市	８０，０００円	４０，０００円
和光市	７２，０００円	４０，０００円
新座市	７２，０００円	無し

利用料金については、施設の所在市（区）において、市（区）内の利用料金が無料から 59,600 円であり、市（区）外の利用料金は 48,000 円から 80,000 円となっており、比較すると、大きな隔たりがあり、4 市の利用者にとっては、大きな負担となっています。

<各市の 5 施設内の利用割合>

施設名称	朝霞市	志木市	和光市	新座市
戸田葬祭場 (民設民営)	① 79.1%	② 28.8%	① 93.4%	① 71.5%
入間東部広域斎場 しのめの里	② 13.8%	① 46.0%	② 3.5%	② 13.5%
さいたま市浦和斎場	③ 3.0%	④ 11.2%	③ 1.6%	⑤ 3.0%
川越市斎場	④ 2.9%	③ 12.0%	④ 1.2%	④ 4.1%
所沢市斎場	⑤ 1.1%	⑤ 2.0%	⑤ 0.3%	③ 7.8%

各市が最も多く使用している施設は、朝霞市、和光市、新座市は、戸田葬祭場であり、志木市は入間東部広域斎場しのめの里が最も高くなっている。

※小数点第 2 位を四捨五入で表示

④朝霞地区 4 市の市民の意見

- ・和光市市民斎場調査業務委託報告書 平成 21 年 10 月より
「和光市だけでなく朝霞市、志木市、新座市を加えて斎場と火葬場と一緒に建設」
- ・新座市市民意識調査 平成 25 年 10 月より
「高齢者が多くなってきましたので、火葬場を考えてみて下さい。四市合同でも。」
- ・朝霞市市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 令和元年 12 月より
「4 市共同の火葬場建設」
- ・令和 4 年度朝霞市外部評価委員会において
「火葬場がこのあたりだと戸田火葬場ですが国内平均よりも高く、令和 4 年 4 月から 8 万円台になるとありました。例えば近隣 4 市合同で火葬場を造ってもらえたらいいのにと強く思います。」

＜各市市議会＞近年の状況

平成28年12月の朝霞市議会の一般質問

「火葬場の建設について4市広域で考えていただけないか」

平成30年6月の和光市議会の一般質問

「時期によっては、火葬を行うのに日数がかかってしまうことから、4市広域連合で話し合うのがよいのではないか」

平成30年12月の新座市議会の一般質問

「火葬場の建設について、火葬場がいっぱいで1週間待った、戸田は遠いので近くに火葬場が欲しいという市民の声を聞くが、高齢化社会を迎え、朝霞4市で協議する場を設けてはどうか」

令和元年6月の志木市議会の一般質問

「市民の利用しやすい火葬場について、4市広域組合などとして共同利用できるようにできないか」

4. 今後について

(1) 必要性について

現状では、

- ・朝霞地区4市の市民は、地区内に火葬場がないため、近隣市や民間の火葬場を利用している。
- ・利用可能な時間帯などにおいて、優遇を受けることができていない。
- ・利用料金が、火葬場の所在地の市（区）民と比較して、高い水準となっている。
- ・市民や市議会からも火葬場設置の要望がある。

今後は、

- ・4市の高齢化率やそれに伴う死亡者数の増加が見込まれる。
- ・高齢多死社会を迎えると、各施設の稼働率が上がると考えられ、施設所在地の市（区）民が優先されることが想定されることから、朝霞地区4市の市民は、利用の制約が想定される。
- ・災害時において、利用の制約が想定される。

以上のことから、

4市共同の火葬場を設置する必要性は高いものと考えられる。

(2) 候補地

4市の保有する公共用地において候補地を探したところ、適当な土地はありませんでした。

しかし、令和4年10月24日の朝霞区市長会幹事会の中で、志木地区衛生組合が所有する土地があるため、火葬場設置の候補地として検討を進めてはどうかとの話に至りましたことから報告します。

- ・所有者 志木地区衛生組合
- ・所在地 志木市下宗岡一丁目 7 2 0 9 － 1 内 ほかに 市街化調整区域
- ・面積 1 9 , 7 9 7 m²
- ・現状 野球場としてクラブチームに貸出をしている

5. 条例等について

○条例の規定

各市において、次のような規制がある。

建設候補地によっては、規制の対象となる可能性がある

条例名	朝霞市の墓地等の経営の許可等に関する条例	志木市墓地等の経営の許可等に関する条例	和光市墓地等の経営の許可等に関する条例	新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例
河川	水平距離 20 m 以上	—	20 m 以上	
住宅や公共施設	水平距離が 300 m 以上	300 m 以上	100 m 以上	火葬炉が 100 m 以上
接続道路	幅員 6 m 以上	—		幅員 6 m 以上
例外規定	市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。	公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるときは、河川や住宅に係る距離の規定は適用しない。	なし

※墓地等：墓地、納骨堂又は火葬場

○総合計画における位置づけ

各市において、火葬場としての位置づけが必要かどうかを検討する必要がある。

○都市計画について

建設候補地において、火葬場を建設する場合には、都市計画決定を行う必要があるとともに、施設の構成によっては開発許可等の手続を行うための事前の調整をする必要がある。

建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

6. 参考（他市の建築費用）

○入間東部広域斎場しののめの里（平成20年6月から供用）

総額 約36億733万円

（内訳 土地購入費 8億2,412万円（39,431.29 m²）

建築費 23億3,009万円、外構費 3億839万円

その他 1億4,473万円）

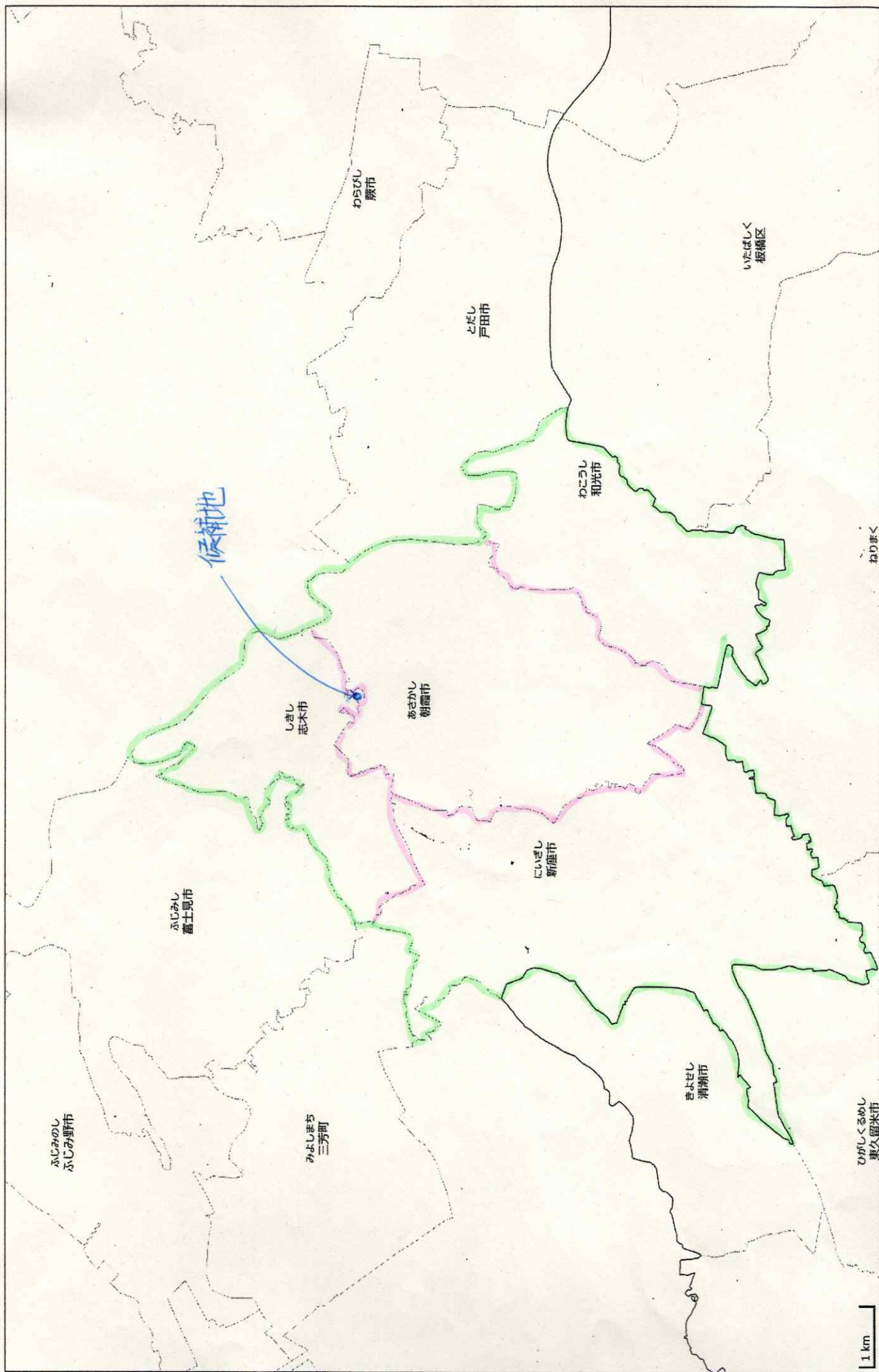
○川越市斎場（平成29年4月から供用）

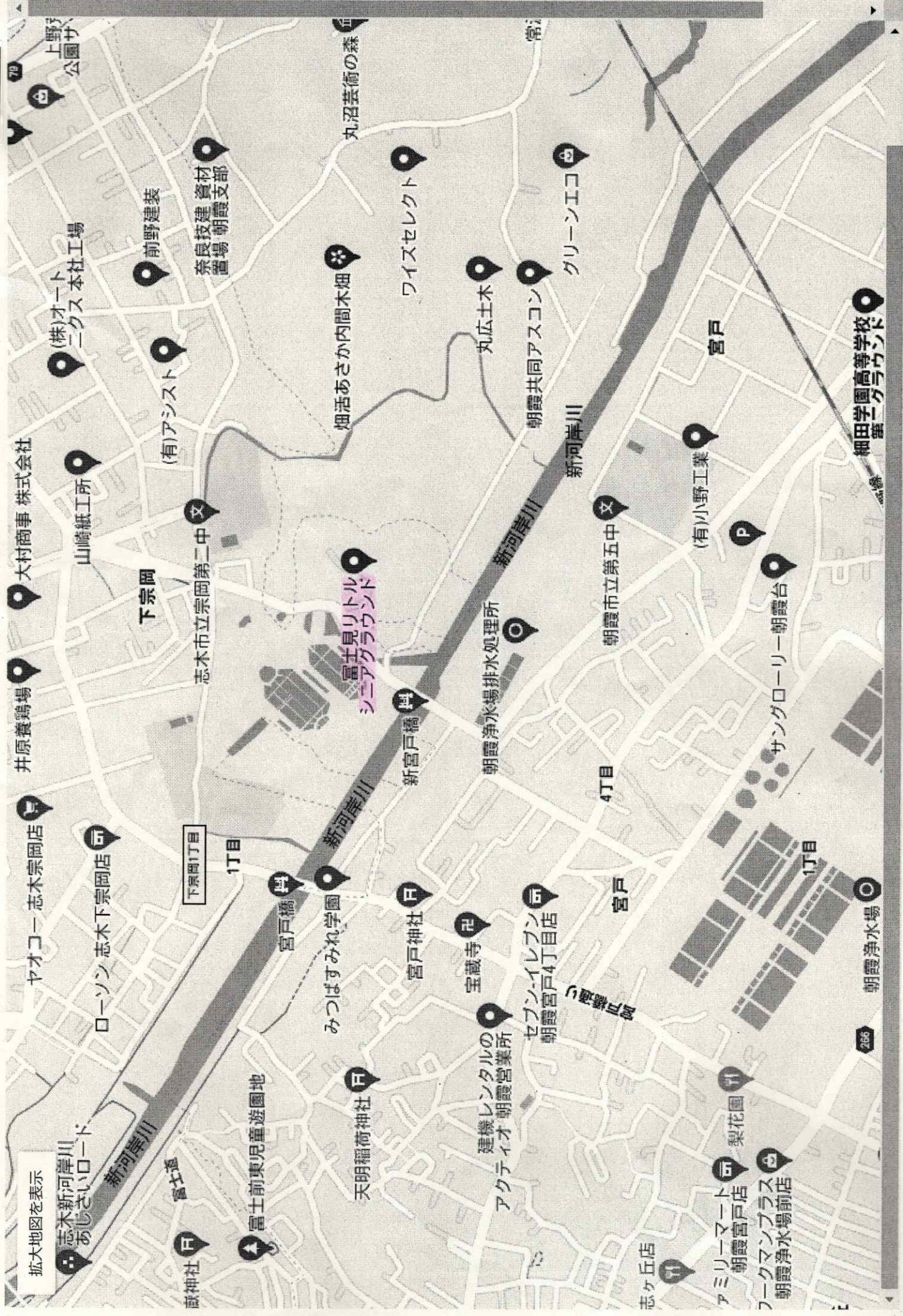
総額 約59億3,712万円

（内訳 土地購入費 4億7,330万円（17,368.18 m²）

建築費 49億1,795万円、外構費 4億5,788万円

その他 8,799万円）





学校給食単価の見直しについて

学校給食課

【目的】

平成28年の給食費改定以降、基本物資（米飯、パン、麺）が年々上昇し、副食（おかず）の費用を調整するなど、献立の工夫で対応してきたところだが、副食で使用する食材の価格も上昇が続いている。

特に新型コロナによる物流の遅れや様々な世界情勢などの影響による原油価格の高騰など、輸送費の増大等により、昨今の物価高騰は顕著である。

こうした状況から本市の給食の質と量を維持し、更に地産地消の推進などにより安心・安全でバランスのとれた給食を現在の給食単価で提供することが困難であるため、学校給食単価の見直しが必要である。

【給食賄材料費の不足】

（令和4年度）

当初予算額	559,150,000円
補正額	34,831,000円（12月補正）
執行額	421,590,085円（4～12月分）
執行見込額	172,390,915円（1～3月分）
不足額	0円

（令和5年度）

当初見積額	562,525,000円
執行見込額	625,366,393円
不足額	62,841,393円

【近隣市の状況】（令和5年1月10日現在）

	小学校		中学校	
	月額	日額	月額	日額
朝霞市	4,200円	249円	4,800円	285円
志木市	4,700円	290円	5,400円	330円
和光市	4,300円	262円	4,900円	299円
新座市	4,000円	240円	4,700円	285円

※市によって年間の給食提供回数が異なるため、月額と日額は同様の比率とならない。

【給食単価改定の算出根拠】

	現行	基本物資上昇額	副食物資上昇額	上昇率(3%)※	
小学校	(249円+	7円	+ 15円)	+ 8.13円	=279.13円 ≒280円
中学校	(285円+	8円	+ 15円)	+ 9.24円	=317.24円 ≒315円

※上昇率は令和4年9月の消費者物価指数を参考

【月額への算定】（給食提供基準回数…185回）

小学校 $280 \text{ 円} \times 185 \text{ 回} \div 11 \text{ 箇月} = 4,709.09 \text{ 円} \div 4,700 \text{ 円}$
中学校 $315 \text{ 円} \times 185 \text{ 回} \div 11 \text{ 箇月} = 5,297.72 \text{ 円} \div 5,300 \text{ 円}$

【改定後の状況】

	小学校		中学校	
	月 額	日 額	月 額	日 額
朝霞市	4, 7 0 0 円	2 8 0 円	5, 3 0 0 円	3 1 5 円
志木市	4, 7 0 0 円	2 9 0 円	5, 4 0 0 円	3 3 0 円
和光市	4, 3 0 0 円	2 6 2 円	4, 9 0 0 円	2 9 9 円
新座市	4, 0 0 0 円	2 4 0 円	4, 7 0 0 円	2 8 5 円

※市によって年間の給食提供回数が異なるため、月額と日額は同様の比率とならない。

【これまでの経緯】

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1月16日 | 教育委員会定例会（給食費見直しについて、給食運営審議会へ諮問） |
| 1月25日 | 学校給食運営審議会（給食費改定状況、物価高騰の状況の説明） |
| 1月21日 | 学校給食運営審議会（答申案についての審議） |
| 1月23日 | 学校給食運営審議会会長から教育長へ答申書の提出 |
| 1月5日 | 教育委員会臨時会（答申内容の報告） |
| 1月11日 | 政策調整会議 |

【諮問・答申内容】

(諮問)

平成28年以降、6年間据え置きで給食を提供しているが、近年の物価高騰は顕著である。保護者から徴収した学校医給食費をもって給食の材料費を賄うという原則が困難になってきており、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供するためには学校給食費の見直しについて諮問する。

（答申）

これまで、献立の工夫により対応してきたが、近年の物価高騰は学校給食に与える影響も大きく、現在の学校給食費では国産品を基本とする食材の調達や地産地消など安全・安心でバランスのとれた学校給食の提供が困難である。

「食育」の観点からも学校給食の充実が望まれることから学校給食費を改定することが妥当である。

【検討結果】

給食単価：次のとおり改定することとする。

小学校 1食あたり249円→280円（月額4,200円→4,700円）

中学校 1食あたり285円→315円（月額4,800円→5,300円）

改定時期：今年度においても現状の給食単価での給食提供は困難であったため、12月補正予算により賄材料費を補填している。今後も物価高騰が継続することが想定される中、給食単価を令和5年4月1日から改定することとする。

【教育委員及び学校給食運営審議会委員からの意見・要望】

- ・給食費改定に関する保護者への周知について、現段階から更なる周知を図っていただきたい。（教育委員）
- ・物価高騰による給食費の見直しはやむを得ない状況は理解できるが、保護者の負担も大きくなるので、何かしらの負担軽減策を検討してもらいたい。（教育委員・給食運営審議会委員）

【今後のスケジュール】

1月17日 定例庁議

2月 全員協議会（市議会議員への説明）

2月16日 教育委員会定例会（学校給食費徴収規則改正の審議）
規則改正の決裁

学校給食費の見直しについて

（答 申）

令和 4 年 1 2 月

朝霞市学校給食運営審議会

目 次

- 1 答申内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 審議経過及び算出根拠・・・・・・・・・・ P 2
- 3 要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 学校給食費改定により期待する効果・・・・・・ P 3
- 5 審議経過の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 6 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 7 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～P 6

令和4年12月23日

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久 様

朝霞市学校給食運営審議会
会 長 片 村 榮 博

学校給食費の見直しについて（答申）

令和4年11月16日付け朝教委給発第172号で諮問を受けた標記の件について、以下のとおり答申する。

記

平成28年4月の改定以降の6年間に於いて基本物資である米飯、パン、麺及び牛乳の価格は年々上昇しており、これにより副食（おかず）にかかる費用は年々減額せざるを得ない状況であり、献立を工夫してきたところであるが、副食の食材価格についても上昇が続いている。また、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰などにより、ここ近年の物価高騰は、我々も肌身で感じているところである。

こうした状況が学校給食に与える影響も大きく、献立の工夫で乗り切るには限界が来ている現状を考慮すると、現在の学校給食費では、今後、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難である。

また、昨今その重要性が増している「食育」の観点からも工夫を凝らした献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、小学校及び中学校の学校給食費について、本審議会で次のとおり改定することが妥当である旨、結審したことを報告する。

1 答申内容

（1）学校給食費改定期間について

小学校及び中学校の学校給食費の改定期間は、令和5年4月1日からとすることが適当である。

（2）学校給食費の改定額について

改定後の学校給食費は、次のとおりとすることが適当である。

区分	改定後			現行		
	月額	年間回数	1食単価	月額	年間回数	1食単価
小学校	4,700円	185回	280円	4,200円	185回	249円
中学校	5,300円	185回	315円	4,800円	185回	285円

2 審議経過及び算出根拠

本審議会は、令和4年11月16日、朝霞市教育委員会から「給食費の見直しについて」諮問を受け、同年11月25日、12月21日に審議会を開催し、関係資料を基に慎重に審議を進めてきた。

昨今の急激な物価高騰の影響により、基本物資及び副食材料の価格が上昇しているため、令和4年度は、平成28年度に改定した給食基準単価を上回る支出が続いている。

そこで、給食費予算の範囲内での支出とするために、給食の栄養価や分量を低下させることなく献立の工夫により対応してきたが、物価高騰が続く中、令和4年度においては予算の範囲内で賄いきれない値上がり分について、補正予算を計上している状況にある。

令和5年度以降についても、同様の状況が見込まれることや、給食の内容を前回改定時の水準まで回復するためには、給食費の改定が必要であると判断し、次のとおり設定した。

(1) 小学校1食あたり単価比較

	基準単価	実績単価（年平均）	差額
令和元年度	249円	248.70円	-0.30円
令和2年度		257.39円	8.39円
令和3年度		257.60円	8.60円
令和4年度		264.79円	15.79円

※令和4年度は、献立の工夫（節約）を実施している単価となります。

(2) 中学校1食あたり単価比較

	基準単価	実績単価（年平均）	差額
令和元年度	285円	291.30円	6.30円
令和2年度		297.37円	12.37円
令和3年度		300.01円	15.01円
令和4年度		309.52円	24.52円

※令和4年度は、献立の工夫（節約）を実施している単価となります。

(3) 改定後の学校給食費（月額）の算出

- ・ 小学校：280円/1食×①185回÷②11ヶ月＝4,709円≒4,700円/月
- ・ 中学校：315円/1食×①185回÷②11ヶ月＝5,298円≒5,300円/月

(4) 改定後の学校給食費の基準額（1食）の算出

- ・ 小学校：4,700円×②11ヶ月÷①185回＝279.46円≒280円/1食
- ・ 中学校：5,300円×②11ヶ月÷①185回＝315.14円≒315円/1食

※①年間給食日数 ②給食費年間徴収月数

3 要望

前述のとおり給食費の改定は必要であると考えてるが、改定に際して以下の事項への特段の配慮について要望する。

(1) 保護者の理解

学校給食費は、児童・生徒を持つ保護者にとって直接負担になる費用であり、特に多子世帯においては、その負担も少なくないものである。

物価が高騰している現状を考えると、給食費の値上げはやむを得ないものと考えてるが、これに対する保護者の理解は必要不可欠である。十分な周知に努めるとともに値上げに対する意見があった場合には、真摯な対応により、理解を得るよう努めていただくよう要望する。

(2) 保護者の負担軽減の検討

今般の物価高騰に対応するため、給食費の減免等、保護者の負担軽減策について市として検討することを要望する。

(3) 生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯に対しては、これまで通り各種制度を活用して負担が増えることがないように支援を継続していくこと。また、これらの制度を必要とする家庭に情報が行き届くようにし、取りこぼすことがないように周知に努めることを要望する。

4 学校給食費改定により期待する効果

これまでも、献立の工夫等により学校給食摂取基準を維持し、給食の分量も低下しないよう対応してきたが、改定後は、食材の増量やこれまで価格の面で使用できなかった食材の使用、果物やデザート等の提供回数の増加などにより献立の充実が期待できる。

今後も魅力あるおいしい給食の提供を継続してもらうことにより、健やかな成長や健康増進及び食育の推進が図られるよう期待する。

5 審議経過の概要

(1) 令和4年11月16日(水) 教育委員会から諮問

(2) 令和4年11月25日(金) 学校給食運営審議会(1回目)

審議内容	1 学校給食費改定等の経緯と今般の物価上昇について 2 学校給食費改定の検討について 3 給食費改定のスケジュールについて
------	---

(3) 令和4年12月21日(水) 学校給食運営審議会(2回目)

検討内容	1 学校給食費改定の検討について 2 給食費改定のスケジュールについて 3 答申案について
------	---

6 まとめ

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、その質を確保し、教育活動の一環として適切に実施することが求められている。

また、地産地消の推進、旬の食材や地場産物を活かした献立、郷土食、または多文化共生意識を育むきっかけとしての外国料理の提供など、様々な工夫による魅力ある献立作りは、学校給食法第2条に規定する学校給食の目標達成のために重要な要素であると考ええる。

今回の学校給食費の改定は、積み重なる物価高騰が契機となったものだが、今後においても学校給食の内容が上記目標を達成するために引き続き魅力あるものであるよう必要に応じて見直しを検討していくことが重要だと考える。

児童生徒の望ましい成長のため、今回の改定が学校給食の質的な向上につながり、保護者を始めとする関係者の学校給食への期待に応えるものとなるよう強く要望する。

7 資料

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	備 考
1号委員 (市議会代表)	さくま 佐久間 ケンタ	朝霞市議会議員	委員
	いしはら しげる 石原 茂	朝霞市議会議員	委員
	ふくかわ たかこ 福川 鷹子	朝霞市議会議員	委員
2号委員 (学校長代表)	あい はら 栗飯原 かをり	朝霞第四小学校長	委員
	みよし まさひろ 三好 正浩	朝霞第五小学校長	副会長
	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第一中学校長	委員
	どばし てつよし 土橋 徹嘉	朝霞第二中学校長	委員
3号委員 (保護者代表)	かたむら よしひろ 片村 榮博	朝霞第三小学校PTA会長	会長
	わたなべ ゆうすけ 渡邊 裕介	朝霞第一中学校PTA会長	委員
4号委員 (市関係行政職員)	やまもと ま ゆ み 山本 眞由美	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	委員
5号委員 (知識経験者)	ふじわら つやこ 藤原 艶子	学校薬剤師	委員
	かわまた さ き 川又 佐紀	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぷろん会員	委員

朝教委給発第172号
令和4年11月16日

朝霞市学校給食運営審議会
会長 片村 榮博 様

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久

学校給食費の見直しについて（諮問）

当市の学校給食費は、平成28年4月に改定しております。値上げに際して、平成31年度（令和元年度）10月からの消費税増税（8%→10%）を見越して金額を設定したため、消費税増税のタイミングでは学校給食費の値上げは実施しておらず、平成28年以来6年間据え置きで提供しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰など、様々な世界情勢や国内における輸送費の増大等により、ここ近年の物価高騰は顕著となっております。

国内の流通価格も油や小麦など学校給食に欠かせない物資が価格高騰しており、保護者から徴収した学校給食費をもって給食の材料費を賄うという原則で運営することが困難になってきています。

よって、長期化する物価高騰が想定されている中において、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供し、さらに食育の充実を図っていくため、小学校及び中学校の学校給食費の見直しについて、学校給食運営協議会で調査審議していただきたく、諮問いたします。